

足立区ユニバーサルデザイン製品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区ユニバーサルデザイン事業を推進することを目的としている担当所管課（以下「所管課」という。）が管理するユニバーサルデザイン製品（以下「UD製品」という。）を区が使用する場合又は区以外の者に貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(UD製品)

第2条 この要綱において「UD製品」とは、所管課がユニバーサルデザインの普及又は啓発に資すると判断した製品とする。

2 所管課が管理するUD製品は、必要に応じ貸し出すことができる。

(申請)

第3条 UD製品の貸出しを希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、事前に貸出使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して所管課に提出し、又は区のオンライン申請システムにて申請（以下「オンライン申請」という。）を行い、所管課長の承認を受けなければならない。

2 貸出希望者は、UD製品の使用を希望する日の1月前から7日前までに、申請書の提出又はオンライン申請をしなければならない。ただし、所管課が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用承認)

第4条 所管課は、前条の規定による申請があった場合、公益上必要があるときは、業務に支障を及ぼさない範囲において、UD製品を当該貸出希望者に貸し出し、無償で使用させることができる。

2 所管課は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、UD製品の貸出し使用を認めないことができる。

(1) ユニバーサルデザインの啓発を目的として利用されない可能性が高いとき。

(2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(4) 営利を目的とし、又は目的とするおそれのあるとき。

(5) その他所管課がUD製品の使用について不適當であると認めるとき。

3 貸出期間は、受取日及び返却日を含めて10日以内とする。ただし、所管課が特に認めた場合は、この限りでない。

4 所管課は、UD製品の貸出しを認める場合は、使用承認決定通知書（様式第2号）により貸出希望者に通知する。

5 所管課は、UD製品の貸出しを認めない場合は、使用不承認通知書（様式第3号）により貸出希望者に通知する。

(UD製品の貸出し及び返却)

第5条 前条の規定により貸出し使用の承認を受けたUD製品の使用者（以下「使用者」という。）は、UD製品を受け取るとき及び返却するときに、所管課と相互にUD製品の確認を行うものとする。

2 使用者は、UD製品を紛失し、破損し、又は汚損した場合は、速やかに所管課に連絡し、使用者の責任と負担により同等の製品を購入し、及び返却しなくてはならない。

（免責）

第6条 区は、UD製品の貸出後、UD製品により使用者及び第三者が被った損害について、その賠償の責めを負わない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所管課長が別に定める。

付 則（29足都都発第949号 平成29年8月24日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

付 則（6足都都発第3125号 令和6年11月26日 都市建設部長決定）

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

（提出先）
足立区都市建設部
都市建設課長

借用申請者 所属 _____
氏名 _____
電話 _____

貸 出 使 用 申 請 書

足立区ユニバーサルデザイン製品貸出要綱第 3 条に基づき、UD 製品の使用について、下記のとおり申請します。

記

目 的	
使用場所	
使用物品	別紙のとおり
使用期間 (貸出日から返却日)	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使用予定者	1 申請者と同じ 2 その他 住所 氏名 電話

※ 事前に空き状況を確認のうえ、予約してください。

足都都収第 号
令和 年 月 日

様

足立区都市建設部
都市建設課長

貸 出 承 認 決 定 通 知 書

足立区ユニバーサルデザイン製品貸出要綱第 4 条第 4 項に基づき、下記のUD製品について、貸出しすることを決定しましたので通知します。

記

使用場所	
使用物品	別紙のとおり
使用期間 (貸出日から返却日)	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使用予定者	1 申請者と同じ 2 その他 住所 氏名 電話

連絡先 部 課 係
担当
電話 内線

足都都収第 号
令和 年 月 日

様

足立区都市建設部
都市建設課長

貸 出 不 承 認 決 定 通 知 書

足立区ユニバーサルデザイン製品貸出要綱第 4 条第 5 項に基づき、下記のUD製品について、貸出ししないことを決定したので通知します。

記

不承認理由	足立区ユニバーサルデザイン製品貸出要綱 第 4 条第 2 項第 号に該当するため ()
使用期間 (貸出日から返却日)	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使用予定者	1 申請者と同じ 2 その他 住所 氏名 電話

連絡先 部 課 係
担当
電話 内線